

# 豪雨災害から見る所有者不明土地問題

平成30年7月の豪雨で、**裏山の土砂が山陽電鉄線路内に流入**し国道2号にまで及んだ。

付近を走行していた電車が立ち往生し、乗客は係員の誘導で線路上に降りて徒步で避難。



問題発生

神戸市垂水区塩屋町（須磨浦公園～山陽塩屋駅）



**土砂崩れ箇所の土地所有者が不明**

## 所有者不明土地法について

### 1. 豪雨災害では何が問題となつたか

災害予防の対策は、原則所有者が行う。 → 対応を求める相手がない

応急措置は、災害対策基本法に基づき、  
鉄道事業者が対応可能。 → 災害対策工事のための土地取得  
や貸借ができない

山陽電鉄（株）に生じた損害は？ → 損害賠償の請求先がない

所有者不明土地法施行前<sub>赤</sub>のため、所有者特定の時間・労力 **大**

同法の施行により、迅速に情報を得ることが可能に

### 2. 今後について

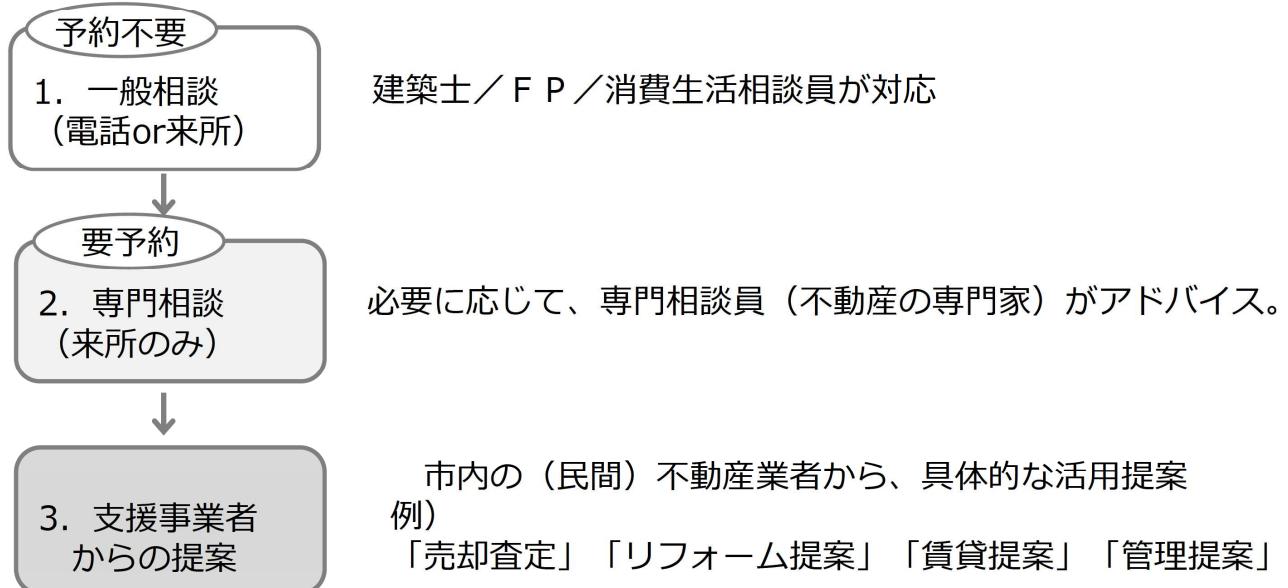
- ・公共事業における収用手続
- ・地域福利増進事業

→ **制度の有効活用に期待**

# 取組み紹介

## 空き家等活用相談窓口

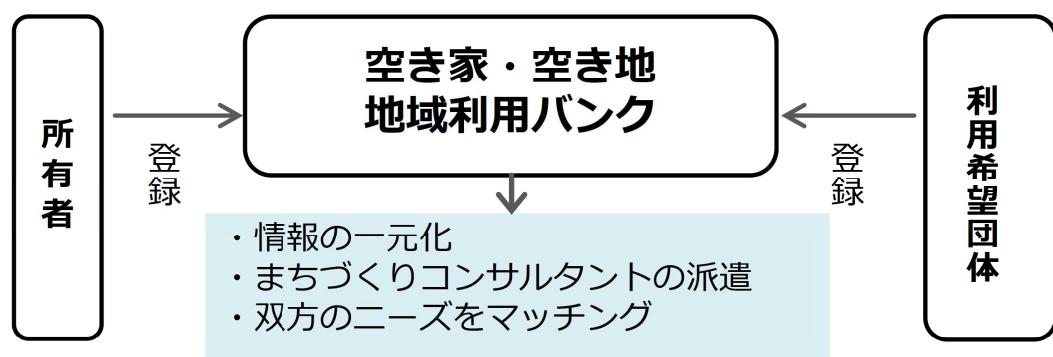
平成30年10月より、空き家だけでなく、「**空き地**」にも対応



## 取組み紹介

### 空き家・空き地地域利用バンク

平成30年10月より開始



### (参考) 財産管理人制度の活用

所有者不明土地法第38条

所有者不明土地の適切な管理を進めるために特に必要がある場合、財産管理人選任申立てが可能に

→ 利害関係の有無不問

→ 国交省「モデル調査」に応募し、同法に基づく申立を検討中